



鳥取県公報

令和5年3月31日（金）
号外第39号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 警察本部 告示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の廃止（1）（広報県民課）・・・2
◇ 人委告示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の廃止（4）（任用課）・・・2
◇ 内水面漁 管委告示	コイの持出し等の禁止に関する指示（1）・・・2 令和5年度第5種共同漁業権者に係る増殖目標量（2）・・・2
◇ 企業局告 示	口頭による開示請求ができる個人情報の廃止（1）（経営企画課）・・・3
◇ 病院局告 示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の廃止（4）（総務課）・・・3

警 察 本 部 告 示

鳥取県警察本部告示第1号

平成18年鳥取県警察本部告示第1号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

鳥取県警察本部長 半 田 新 一 朗

人 事 委 員 会 告 示

鳥取県人事委員会告示第4号

平成11年鳥取県人事委員会告示第3号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）は、令和5年3月31日限り廃止する。

令和5年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持出しについて次のとおり指示する。

令和5年3月31日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

1 指示内容

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、他の水面（コイの養殖場を除く。）から持ち出したコイを放流してはならない。ただし、公的機関が実施する疾病検査等に供する場合又はコイヘルペスウイルス病のPCR検査で陰性が確認された場合は、この限りでない。

2 指示期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 指示の目的

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号

令和5年度における第5種共同漁業に係る水産動植物の増殖目標量を次のとおり定めたので告示する。

令和5年3月31日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

免許番号	漁業権者の名称	漁場の区域	漁業権魚種	増殖方法	増殖目標量
内共第1号	千代川漁業協同組合	千代川水系に係る河川	あゆ	種苗の放流	748千尾
				産卵床の造成	3,900平方メートル
			溪流魚	種苗の放流	94千尾
内共第2号	天神川漁業協同組合	天神川水系に係る河川	あゆ	〃	180千尾
				〃	500千粒
			溪流魚	〃	53千尾
				産卵床の造成	10平方メートル
内共第3号	日野川水系漁業協	日野川水系	あゆ	種苗の放流	2,000千尾